

「ホスピタリティ・マネジメント研修（海外研修 C）」と「リゾート・マネジメント研修（海外研修 D）」 実施と単位認定に関する内規

（目的）

第 1 条 この内規は、「ホスピタリティ・マネジメント研修」と「リゾート・マネジメント研修」の実施と単位認定について定めることを目的とする。

（実施の所管）

第 2 条 学部国際交流委員会は「ホスピタリティ・マネジメント研修」と「リゾート・マネジメント研修」の企画、運営を所管する。

（対象）

第 3 条 この内規に定める「ホスピタリティ・マネジメント研修」と「リゾート・マネジメント研修」の対象者は原則、国際学部所属学生で、下記の参加資格を満たしている学生とする。1 年生は面接をする場合もある。

参加資格：原則として、「国際理解論」または「国際観光論」を履修中または単位修得済み、かつ言語科目（英語）を 3 単位以上修得済みの国際学部生

（単位認定の方法）

第 4 条 学部国際交流委員会および研修引率者は事前研修・本研修の参加態度、事前・事後レポートの内容などを総合的に評価して成績評価案を作成し、学部教務委員会の同意の後、教授会の承認を得るものとする。

2 単位認定を希望する学生に対しては成績を開示の上、所定の単位（「ホスピタリティ・マネジメント研修」は「海外研修 C」、「リゾート・マネジメント研修」は「海外研修 D」）を認定する。

（改廃）

第 5 条 この内規の改廃は国際学部教授会が決定する。

附 則

この内規は 2021 年 6 月 16 日から施行する。